

世田谷区自殺対策協議会ハイリスクアプローチ部会の取組

1 世田谷区自殺対策協議会について

世田谷区では、平成22年10月、区内関係行政機関や交通事業者、地域活動団体等で構成する自殺対策協議会を設置し、各機関の取り組みや相談窓口の状況について、情報の共有、世田谷区の自殺者（未遂者・遺族）の現状把握と対策に関する意見交換、各機関が連携して取り組む事業について検討を行っている。

自殺対策協議会

ハイリスクアプローチ部会

- 自殺のハイリスク者(精神障害者や自殺企図や自傷行為を繰り返す人など)への相談支援を検討する
- 病院・医師会・薬剤師会・警察・消防・家族会 等

情報提供検討部会

- 自殺予防の観点から必要な相談窓口の情報等をわかりやすく提供するしくみについて検討する
- 社会福祉協議会・ハローワーク・交通事業者 等

2 平成24年度ハイリスクアプローチ部会の活動について

ハイリスクアプローチ部会では、ハイリスク者の定義をどう捉えるか、支援のための取り組みについて検討を重ねてきた。出された取り組みのアイデアのうち、実現可能性の高いと考えられるものから、具体化し、実践に向けた取り組みを行う。

3 取り組み課題の具体化

- (1) 「服薬情報提供書」を用いた、薬局と医療機関等との連携（別添参照）
- (2) 「ハイリスク者支援情報」の発信
- (3) 上記媒体を活用した救急医療機関等との連携
- (4) 松沢病院等を中心としたハイリスク者を支援するネットワークの構築

服薬情報提供書

情報提供先医療機関名 _____

担当医 _____ 科 _____ 殿

平成 _____ 年 _____ 月

日

情報提供元保険薬局の所在地 及び名称

電話 (_____)

FAX (_____)

保険薬剤師氏名

⑩

患者氏名

性別：男・女 生年月日：明・大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳) 職業：

住所

電話

処方箋発行日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

調剤日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

処方薬剤の服薬状況（コンプライアンス）に関する情報

服薬指導の要点・患者の状態等

継続的に服用できるための技術工夫等の調剤情報

併用薬剤等（一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。）の有無（有・無）
薬剤名等：

患者の訴え（アレルギー、副作用と思われる症状等）に関する情報

症状等に関する家族、介護者等からの情報

その他、特記すべき事項（薬剤保管状況等）

注意 1. 必要がある場合には、続紙に記載して添付すること。

2. わかりやすく記入すること。

3. 必要な場合には、処方箋の写しを添付すること。